

アスファルト混合物の使用に係る取扱い 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">アスファルト混合物事前承諾取扱要領</p> <p>この要領は、鳥取県県土整備部(総合事務所県土整備局を含む。)(以下「発注機関」という。)発注の建設工事で使用するアスファルト混合物のうち、鳥取県土木工事共通仕様書第3編第2章第6節一般舗装工に規定するアスファルト混合物の事前承諾に係る取扱いを定めたものである。</p> <p>1 から 10 略</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降調達公告を行う工事から適用する。 なお、令和6年4月1日以降、事前承諾を希望するアスファルト合材工場は、当要領に従い、令和6年2月末までにアスファルト混合物事前承諾願を申請すること。</p> <p><u>附 則</u> <u>令和6年3月31日以前に調達公告を行った工事のうち、令和6年4月1日以降にアスファルト混合物を使用する場合も、第6項のとおり、工事材料使用承諾に添付する使用材料一覧表に、材料名、規格、製造会社、所在地、納入業者の記載に加え、事前承諾番号を記載することにより、アスファルト混合物報告書、配合報告書及び各種試験結果の添付資料を省略できる。</u></p>	<p style="text-align: center;">アスファルト混合物事前承諾取扱要領</p> <p>この要領は、鳥取県県土整備部(総合事務所県土整備局を含む。)(以下「発注機関」という。)発注の建設工事で使用するアスファルト混合物のうち、鳥取県土木工事共通仕様書第3編第2章第6節一般舗装工に規定するアスファルト混合物の事前承諾に係る取扱いを定めたものである。</p> <p>1 から 10 略</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日以降調達公告を行う工事から適用する。 なお、令和6年4月1日以降、事前承諾を希望するアスファルト合材工場は、当要領に従い、令和6年2月末までにアスファルト混合物事前承諾願を申請すること。</p>